



災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 副委員長 青木 佳史

東日本大震災・福島第一原発事故から1年6カ月が過ぎました。故郷に戻りたくても戻れない、あるいは、放射能から子どもを守るために避難されてきている関西の避難者の皆さんも、徐々に、新たな生活設計を考え始めています。しかし、住まいや仕事の確保は容易ではなく、母子避難をされてきている方々の中には、地元の夫との関係が破綻しつつあるという深刻な相談も増えており、避難生活の不安はますます強まる傾向にあります。

大阪弁護士会の活動は、そのような中で各支援団体や当事者団体の定期的な避難者の集まりに呼ばれて相談会を行ったり、学習会を行うことが多くなってきました。また、今後は「原発事故子ども・被災者支援法」についての学習の講師や、避難者のニーズの吸い上げ取りまとめという機会が増えていくことになると思います。

大阪府下避難者支援団体等 連絡協議会(ホッとネットおおさか)の 第2回定例会

9月21日に大阪弁護士会館にて第2回の定例会が開催され、約30団体(50名)の参加を得て、当事者からの要望をおききし、各支援団体の活動報告、今後の連絡会のあり方について議論しました。愛称がようやく決まり、今後、市町村を通じて、協議会の団体の情報

をとりまとめた「定期便」の送付活動、大阪府下の市町村の避難者支援の実情調査を行い、各市の支援の格差解消などに取り組む予定です。次回は11月19日です。

聞き取り調査結果報告書の 作成と頒布

7月21日の日弁連司法シンポジウム向け大阪府下避難者86世帯への聞き取り調査をまとめ分析した報告書が完成しました。9月15日の日弁連司法シンポで配布した他、今後関係諸団体や国・地方自治体等に頒布予定です。会員の皆様にも無償配布しますので、事務局(災害復興支援委員会担当事務局 tel:06-6364-1238)までお申出ください。

日弁連司法シンポジウム(9月15日) における報告

今回の司法シンポジウムの第1分科会「震災復興に向けての弁護士の役割」において、大阪弁護士会と各支援団体やボランティア組織、地方自治体と連携した避難者支援の取り組みについて、これまでの弁護士会の活動の枠を超えたものとして高い評価がなされ、報告の機会が与えられました。当日は会長はじめとしてカラフルなビブスを着て登壇するなど印象的なものになりました。

弁護士会館での 無料震災電話・面談相談

本年9月における電話相談は10件、面談相談は1件ありました。これらを併せ、開始以来現在に至るまでの震災相談合計件数は、電話相談が461件、面談相談が48件となりました。次第に相談件数も落ち着きを見せてきたように思われますが、引き続き無料法律相談の窓口が必要であると感じますので、10月以降は担当弁護士の方に、事務所に待機していただく待機型に移行して引き続き無料相談を継続していく予定です。

説明会・相談会等の開催

9月1日(土)、大阪弁護士会において、「新・原発賠償説明会+なんでも相談会」を開催いたしました。参加者は5世帯でしたが、初めての方も数名おられ、開催の必要はまだあると思われます。

9月9日には、近畿のNPO団体の共催によるUSJ招待と交流会が開催され、弁護士5名が法律相談を担当し、5件の相談がありました。

9月からは、3か所で毎月の定期的な集まりに弁護士が毎回参加することとなり、半年間のローテーションを組んで取り組むことになりました。大阪市ボランティア情報センター主催の第4水曜日の交流会 Cafe IMONIKAI、関

西県外避難者の会 福島フォーラム主催の第4土曜日の学習会・相談会、放射能から子どもを守る会・高槻主催の第3日曜日の交流会・相談会です。これ以外にも、不定期の学習会などへの講師依頼の要請が増えてきています。

11月20日 シンポジウム 「災害時の高齢者・障害者等の 個人情報の適切な取扱い」の開催

日弁連が7月3日に開催した標記のシンポジウムが、自治体の大きな反響を呼んだことから、関西エリアにおいても当委員会と日弁連との共催で開催することとなりました。近畿6府県の自治体と福祉関係団体に広く呼びかけ、具体的な仕組みを準備していただく政策実務に影響を与える内容になっています。近弁連にも共催を検討いただいています。

ADR申立について

関西原発賠償弁護団で、5月上旬と7月上旬に続き、10月中旬に第3弾として、集団申立がなされます。ただ、ADRの審理状況は長期化しており、ADRセンターから口頭審理開催の連絡もなく、和解案が示される状況には至っておりません。

ADRセンターの適切な運営を求めるために、弁護団や日弁連を通じて、様々な検討がなされています。